

鳥取県訓令第9号

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を廃止する訓令

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令（平成11年鳥取県訓令第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧訓令第1条第1項に規定する既存訓令については、旧訓令の規定は、この訓令の施行の日以後もなおその効力を有する。